

令和5年4月1日

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の施行に伴う 宅地造成等規制法に基づく許可申請の手引きの取り扱いについて

宅地造成等規制法は、法律名・目的を含めて抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」として令和5年5月26日に施行されます。

ただし、当面の間（兵庫県による新区域指定までの最大2年間）は、現行の「宅地造成等規制法（宅造法）」に基づく運用（経過措置）を行います。

そのため、経過措置期間中（兵庫県による新区域指定までの最大2年間）における「宅地造成等規制法に基づく許可申請の手引き」の取り扱いについては、現行通りの取り扱いとします。

（参考）スケジュール

	令和5年	令和6年	令和7年
現行宅造法	●	経過措置	失効（ <u>最大R7.5</u> ） × （新区域指定まで）
盛土規制法	● 施行（R5.5）		● 新区域指定後運用